

1 趣旨

神戸市民病院機構の自主料金について、4,000円を超えるものは中期計画で、4,000円以下のものは法人の「診療料等に関する規程」で定めているが、中期計画の変更については市評価委員会での意見聴取を経て、市議会での議決を経る必要がある。

今回、中期計画で定めている病室使用加算額(有料個室料金)について、新中央市民病院への移転及び患者サービスの一環から改定を行うとともに、分娩介助料について、周産期医療を安定的に供給していくために改定を行う。

2 改定内容

(1) 病室使用加算額(有料個室料金)

① 新中央市民病院

【改定理由】

- ・新病院は、患者や家族の利便性並びにプライバシーに配慮し、癒しと安らぎをあわせもった療養環境を実現するため、現病院より個室が多い計画としている。
- ・病室使用加算額は、現病院の運用、公的病院(市民病院)としての役割、他都市・近隣病院の状況及び全病床の効率的な運用を踏まえた料金設定を行う。

【料金改定(案)】

(単位:円)

現行(現病院)			改定後(新病院)			差額 (税込)
区分	病床数	料金(税抜)	区分	病床数	料金(税抜)	
特等	3	32,550(31,000)	特室	5	31,500(30,000)	△1,050
			個室A (ゆとり)	5	15,750(15,000)	—
1等A	33	17,325(16,500)	個室B	100	11,550(11,000)	△5,775
1等B	24	12,600(12,000)	個室C	34	9,450(9,000)	△3,150
2等 (2床室)	28	5,775(5,500)	(2床室)	(16床)	無料	—
計	88			144		

- ※1 市内に住所を有しない者については30%増しとする。
- ※2 2床室(8室16床)は、1床あたりの面積が4床室より小さいことから、個室料金は徴収しない。
- ※3 有料個室の割合:20.6%(144床/700床)

(近年改修・移転新築を行った500床以上の公立病院の平均割合(過去7年21病院):21.0%)

② 西市民病院

【改定理由】

患者がより利用しやすい料金設定とすることで、患者サービスの向上を図るとともに、利用率の向上を目指すため、料金の改定を行う。

【料金改定(案)】

(単位:円)

区分	病床数	現行(税抜)	改定後(税抜)	差額(税込)
特室	2	25,200(24,000)	—(据置き)	—
個室A	8	12,600(12,000)	11,550(11,000)	△1,050
個室B	27	11,550(11,000)	9,450(9,000)	△2,100
計	37			

※市内に住所を有しない者については30%増しとする。

(2) 分娩介助料

【分娩費用の現状】

厚労省調査(20年度)によると、全国平均は入院日数6.28日間で423,957円(兵庫県430,562円)となっている。また、実費用は約47万円となっている。

市民病院は、正常分娩で時間内の場合、入院日数6日間で約34万円である。政令指定都市では、17都市中、低い方から3番目に位置している(平均約39万円)。

【改定理由】

前回の改定(昭和60年4月)から25年が経過し、その間、他の医療機関の分娩費用の水準が上がり、出産育児一時金が昨年10月に42万円に引き上げられたこと、また、産科の崩壊を防ぎ、市内の周産期医療を安定的に提供していくため、料金改定を行う。

【料金改定(案)】

時間内の分娩介助料を4万円引き上げる一方、時間外及び深夜の加算はそれぞれ20%と40%に引き下げる。

(単位：円/非課税)

病院名	時間帯	現行	改定後	差額
中央市民病院 西市民病院	時間内	65,000	105,000	40,000
	時間外	91,000 (40%増)	126,000 (20%増)	35,000
	深夜	117,000 (80%増)	147,000 (40%増)	30,000

※市内に住所を有しない者については30%増しとする。

※時間外：休日以外の日は6:00～9:00及び17:00～22:00、休日は6:00～22:00

深夜：22:00～翌6:00

【改定後の市民病院の分娩費用】

正常分娩で時間内、入院日数6日間の場合 現行：約34万円 ⇒ 改定後：約38万円

〈参考〉 出産育児一時金

出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために、1児につき42万円(うち、産科医療補償制度の掛金相当額3万円)支給される。

最近の推移

(単位：円)

時期	金額	備考
平成18年10月1日	350,000	
21年1月1日	380,000	産科医療補償制度分
21年10月1日	420,000	

3 今後の予定

平成22年7月28日 市評価委員会での意見聴取

平成22年9～10月 中期計画変更について市議会で審議

平成22年10月 市長の認可

平成23年4月 新料金適用開始(西市民病院病室使用加算額、分娩介助料)

平成23年7月 新料金適用開始(新中央市民病院病室使用加算額)

1. 有料個室の設備等の状況

(1) 中央市民病院

現病院			新病院		
区分	病床数	面積・設備等	区分	病床数	面積・設備等
特等	3	約 34 m ² 風呂・トイレ・キッチン 応接セット付	特室	5	約 30 m ² 洗面台・風呂・トイレ・キッチン 応接セット付
			個室 A (ゆとり)	5	約 26 m ² 洗面台・シャワー・トイレ ワァー付
1等 A	33	約 18 m ² 洗面台・風呂・ トイレ付	個室 B	100	約 15~18 m ² 洗面台・シャワー・ トイレ付
1等 B	24	約 18 m ² 洗面台・トイレ付	個室 C	34	約 15~18 m ² 洗面台・トイレ付
2等 (2床室)	28	約 18 m ² 洗面台・トイレ付			
計	88			144	

(2) 西市民病院

区分	病床数	面積・設備等
特室	2	約 28 m ² 洗面台・トイレ・風呂・応接 セット・キッチン付
個室 A	8	約 14 m ² 洗面台・トイレ・風呂付
個室 B	27	約 14 m ² 洗面台・トイレ
計	37	

2. 分娩費用の状況

(1) 全国及び兵庫県

	分娩費用 (円)	回答数
全国	423,957	1,692
兵庫県	430,562	78

(2) 設立母体別

	分娩費用 (円)	回答数
大学病院	479,284	89
国立病院機構	431,960	25
都道府県立	369,623	53
市町村立	386,718	143
済生会	421,789	19
日赤	436,615	39
社会保険	420,750	8
私立	436,157	202

※(1)(2):平成20年度 厚労省研究事業調査による

1 非紹介患者初診料加算の変更

【改定の手続き】

非紹介患者初診料加算の改定については、4,000円以下の料金改定であるため、法人の「診療料等に関する規程」の変更を行った。

【改定理由】

医療機能の役割分担を目的に国が導入した非紹介患者初診加算について、市民病院で現在生じている紹介患者と非紹介患者の負担の逆転を解消するため、市内の病院の状況をもとに料金改定を行う。特に中央市民病院は基幹病院として3次医療を担い、連携の中心となる地域医療支援病院(昨年12月承認)であることを踏まえて料金改定を行う。

【料金改定】

(単位：円)

病院名	現 行 (税抜)	改定後 (税抜)	差額 (税込)
中央市民病院	1,380 (1,320)	2,620 (2,500)	1,240
西市民病院		2,100 (2,000)	720

※平成23年4月から新料金を適用する。

〈参考〉主な医療機関等の状況

金額 (括弧内税込)	市内医療機関	地方独立行政法人
5,000円 (5,250円)	神戸大学医学部附属病院 (国立大学法人)	
2,500円 (2,625円)	神戸医療センター (独立行政法人国立病院機構)	大阪府
2,500円 (2,620円)		静岡県
2,000円 (2,100円)	神戸労災病院、神鋼病院、神戸赤十字病院、社会保険神戸中央病院	
1,900円 (2,000円)		那覇市
1,500円 (1,580円)		山形県・酒田市
1,000円 (1,050円)	六甲アイランド病院、川崎病院、済生会兵庫県病院、神戸掖済会病院	
500円 (525円)	甲南病院	

地方独立行政法人神戸市民病院機構中期計画（抜粋）

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等については、当該法令等の定めるところによる。
- (2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から⑤に掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。ただし、別表に規定する診療料等の額は、同表に定める額(病室使用加算額(助産に係るものを除く。)、セカンドオピニオン(他の病院又は診療所の診断及び治療方針について意見を述べることをいう。以下同じ。))に係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が定めるものにあつては、同表に定める額に100分の105を乗じて得た額)とする。

- ① 本市に住所を有する者で、分べんする者 健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額
- ② 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ③ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ④ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者その他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額
- ⑤ ①から④に掲げる者以外の者 ②の算定方法に準じて理事長が別に定める額

2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めたときは、料金の全部又は一部を減免することができるものとする。

別表(料金関係)

種別		金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院 特等	1人1日につき 3万1,000円	2人用の病室について、使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。
	1等A	1人1日につき 1万6,500円	
	1等B	1人1日につき 1万2,000円	
	2等	1人1日につき 5,500円	
	西市民病院 特等	1人1日につき 2万4,000円	
	1等A	1人1日につき 1万2,000円	
	1等B	1人1日につき 1万1,000円	
新生児保育料		1人1日につき 5,000円	
分べん介助料		1児につき 6万5,000円	時間外は、40パーセント増しとする。 深夜は、80パーセント増しとする。
セカンドオピニオンに係る面談料		1人1時間以内につき 1万円	
上記に掲げるもの以外の諸料金		実費相当額若しくは4,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額	

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金(セカンドオピニオンに係る面談料、上記に掲げるもの以外の諸料金のうち理事長が別に定めるものを除く。)の額は、この表の30パーセント増しとする。
- 2 この表において、「特等」とはその面積が約34平方メートル(西市民病院にあっては、約28平方メートル)の個室の病室(11階部分に位置するもの(西市民病院にあっては、理事長が別に定めるもの)に限る。以下同じ。)を1人で使用することを、「1等A」とはその面積が約18平方メートル(西市民病院にあっては、約14平方メートル)の個室の病室のうちその設備が特等における個室の病室に準じるものを1人で使用することを、「1等B」とは特等及び1等Aにおける個室の病室以外の個室の病室を1人で使用することを、「2等」とは2人用の病室を2人で使用することをいう。
- 3 この表において「時間外」とは、休日(就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。
- 4 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。